

別紙

諮問第1689号、第1690号

答 申

1 審査会の結論

本件各一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの検案謝金の単価と件数と日付（実施日と支払日）。実施した警察署が分かる文書。同請求内容の検案謝金に係る死体検案調書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年6月27日付けで行った別表に掲げる本件各一部開示決定のうち、その非開示部分の一部について取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求については、令和5年3月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年4月23日及び同年5月1日に実施機関からそれぞれの理由説明書を收受し、同年5月22日（第220回第3部会）から同年7月31日（第222回第3部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1689号及び第1690号については、同一の開示請求における一部開示決定であり、審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件対象公文書及び本件各一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し死体検案謝金に関する公文書として、別表に掲げる本件対象公文書1-1から1-5までを、同死体検案謝金に係る死体検案調書として、同表に掲げる本件対象公文書2をそれぞれ特定し、同表に掲げる本件非開示情報1から9までを非開示とする本件各一部開示決定を行った。

ウ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、本件対象公文書1-4のうち、「実施日」欄及び「取扱署」欄、本件対象公文書1-5のうち、検案日時、本件対象公文書2のうち、「検案日時」欄及び「所轄警察署」欄について、これらの情報は、個人に関する情報には当たらない、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものではない旨主張している。

よって、審査会は、審査請求人が主張する各欄を含む本件対象公文書1-4、1-5及び本件対象公文書2における、本件非開示情報2から9までの非開示妥当性について判断する。

エ 死体検案謝金に関する公文書について

実施機関において支出している死体検案謝金に係る事務は、以下のとおりである。

死体検案を実施した医師から検案報告書が警察署等に提出され、当該警察署等にてその内容を確認し、その後、刑事部刑事総務課において、1か月分の検案報告書を取りまとめて支給調書及び死体検案謝金請求明細書を作成し、総務部会計課へ当該書類を送付する。送付を受けた会計課においては、死体検案を実施した医師への謝金の支出手続（指定された口座への振込み）を行っており、死体検案謝金の場合、検案報告書、支給調書及び死体検案謝金請求明細書の内容を一括して請求手続がな

されるため、支出負担行為及び支出の決定が同時に行われ、支出負担行為即支出決定議書により支出手続が行われている。

オ 死体検案調書について

死体検案については、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「保存法」という。）8条において、政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体（以下「検案対象死体」という。）について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によっても死因の判明しない場合には解剖させることができる旨定めており、東京都監察医務規程（昭和25年東京都訓令甲第73号。以下「医務規程」という。）1条においても、同様の内容が定められている。

また、多摩・島しょ地区においては、多摩・島しょ地域監察医務業務実施要綱（昭和53年10月11日付衛医対第419号。以下「業務実施要綱」という。）に基づき、検案・解剖業務を関係機関等に委託の上実施している。

さらに、医務規程4条において、監察医は、警察署長等からの通報等を受けて検案をしたときは、検案終了後、速やかに死体検案調書（医務規程別記第1号様式）を作成し、これを当該警察署長等に交付しなければならないと定め、業務実施要綱においても同様に、検案した医師は、死体検案調書（業務実施要綱様式2）を所轄警察署に交付することと定めている。

これを受けて、実施機関では、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の運用について（平成25年3月21日付通達甲（刑.鑑.検1）第3号）第9の4において、保存法8条又は業務実施要綱の規定による検案を医師がした場合は、死体検案調書を徴するものとする定めている。

カ 本件非開示情報の非開示妥当性について

本件対象公文書1-4は死体検案謝金請求明細書であって、そのうち本件非開示情報2は、死体検案に係る「実施日」、「死亡者」、「年齢」、「性別」、「取扱署」及び「備考」の各欄に記録された情報、本件非開示情報3は、「医師名」欄に記録された情報である。

本件対象公文書 1－5 は検案報告書であって、そのうち本件非開示情報 4 は、死体検案を実施した医師の印影、本件非開示情報 5 は、死体検案を実施した検案日時、検案場所、検案物件名、報告日、証明日、業務確認者名及び右上部の非開示とした部分（医師の印影を除く）、本件非開示情報 6 は、死体検案を実施した医師に係る住所及び医師に記録された情報である。

本件対象公文書 2 は死体検案調書であって、そのうち本件非開示情報 7 は、「死亡者の住所・氏名・職業・性別・生年月日・国籍」、「検案日時」、「検案場所」、「所轄警察署」、「死亡の場所」、「死亡の日時」の各欄に記録された情報並びに欄外上部及び下部に記録された情報、本件非開示情報 8 は、「死亡の原因」、「死因の種類」及び「以上のとおり検案します。」の各欄に記録された情報、本件非開示情報 9 は、「検案所見」欄のうち、「1 全身所見」及び「2 特に異状を有する所見並びに損傷に基因（起因）するときは、その部位及び程度」に記録された情報並びに「解剖の要否」欄に記録された情報である。

実施機関は、検案対象死体の取扱いについて、発見された現場等に警察車両、救急車両等が臨場することがあり、さらに、その死因調査の一環として、現場周辺における近隣住民への聞き込み等も行われることから、これらの結果として、周辺・周囲の注目が集まることは避けられず、審査請求人が開示を主張する本件非開示情報を明らかにした場合、特定の警察署等が取り扱った時期やその地域が明らかとなり、他の情報と照合することによって、不特定多数の者が検案対象死体等の事実とともに特定の個人を識別することができる旨説明する。加えて、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日11政都情第366号）7条2号関係（個人情報）第2運用の2では、死者の個人情報の取扱いについて、条例の「個人」には、死亡した個人も含まれるとしており、仮に特定の個人を識別することができない場合でも、検案対象死体として取扱いを受けたという機微な情報が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書 1－4 は死亡者の氏名、年齢、取扱署、検案した医師名等が一体となって記載されているほか、本件対象公文書 1－5 及び本件対象公文書 2 は死亡者ごとに作成されているものであり、死亡者の氏名、年齢、性別、検案日時、検案場所等が一体となって記載されていることが確認できた。

また、条例7条2号が規定する個人に関する情報には、死亡した個人に関する情報も含まれると解されているところ、これら各公文書に記載されている本件非開示情報2から9までは、死亡者を単位として相互に関連性を有する情報と認められ、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報といえる。

審査請求人は、「実施日」欄、「取扱署」欄、検案日時及び「所轄警察署」欄は開示できる旨主張するが、実施機関が説明するように、死亡者となった者が発見された現場等には、警察車両や救急車両等が臨場することで、周囲の注目が集まることが考えられ、これらの情報を開示することとなると、特定の警察署が取り扱った時期やその地域等が明らかとなり、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される可能性が否定できない。

このことから、本件非開示情報2から9までは、いずれも死亡者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、本件非開示情報2から9までのうち、同情報3、6、8及び9については、死体検案を実施した医師の氏名、当該医師による検案対象死体に係る所見等が詳細に記載されており、これらを公にすることにより、第三者が記載内容の真偽や詳細な内容等を確認するため、当該医師に接触して死因の特定等について追及をするおそれがあるとともに、公になることが前提となると、記載内容を簡略化する等の事態が懸念され、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、今後の死体検案業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号にも該当する。

したがって、本件非開示情報2から9までは、条例7条2号に該当するとともに、同情報3、6、8及び9については、併せて同条6号にも該当することから、非開示が妥当である。

なお、本件非開示情報4及び9については、上記のことから非開示が妥当であり、条例7条4号の該当性を判断するまでもない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表 本件各一部開示決定

本件一部開示決定 1					
本件対象公文書		本件非開示情報		非開示根拠	諮問番号
1-1	支出負担行為即支出決定決議書	非開示情報なし			1689
1-2	債主内訳書	1	「債主」、「金融」、「預貯金種別」及び「口座番号」の各欄に記録された情報	条例7条2号	
1-3	支給調書	非開示情報なし			
1-4 審議対象文書	死体検案謝金請求明細書	2	「実施日」、「死亡者」、「年齢」、「性別」、「取扱署」及び「備考」の各欄に記録された情報	条例7条2号	
		3	「医師名」欄に記録された情報	条例7条2号 条例7条6号	
1-5 審議対象文書	検案報告書	4	医師の印影	条例7条2号 条例7条4号	
		5	検案日時、検案場所、検案物件名、報告日、証明日、業務確認者名及び右上部の非開示とした部分（医師の印影を除く）	条例7条2号	
		6	住所及び医師に記録された情報	条例7条2号 条例7条6号	
本件一部開示決定 2					
本件対象公文書		本件非開示情報		非開示根拠	
2	死体検案調書	7	「死亡者の住所・氏名・	条例7条2号	1690

審議対象文書		職業・性別・生年月日・国籍」、「検案日時」、「検案場所」、「所轄警察署」、「死亡の場所」、「死亡の日時」の各欄に記録された情報並びに欄外上部及び下部に記録された情報	
	8	「死亡の原因」、「死因の種類」及び「以上のとおり検案します。」の各欄に記録された情報	条例7条2号 条例7条6号
	9	「検案所見」欄のうち、「1 全身所見」及び「2 特に異状を有する所見並びに損傷に基因（起因）するときは、その部位及び程度」に記録された情報並びに「解剖の要否」欄に記録された情報	条例7条2号 条例7条4号 条例7条6号